

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋1階西側の点検用架台の階段において、一段目のステップに損傷(1箇所)が認められたため、当該ステップを修理	D	
2	1号機	静止型無停電電源装置の点検時、インバータに付属している警報用ヒューズ部にひび割れ(2個)が認められたため、当該ヒューズを交換	D	
3	1号機	タービン非常用油ポンプ用モータの工場点検組立の際、開放型軸受(6309)をシールド型軸受(6309VV)に取付けた誤りが認められたため、当該軸受を交換・対応検討	C	
4	1号機	安全保護系設定値確認検査要領書の検査用計器について記載された、「主蒸気管圧力」「タービン第一段圧力」の検査用計測器の精度に誤りが認められたため、当該要領書を改訂・対応検討	C	
5	2号機	ほう酸水注入ポンプ室局所空調機において、ファン駆動用ベルトの張りにゆるみが認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
6	3号機	原子炉格納容器床ドレン流量計において、指示不良の可能性が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
7	4号機	制御棒駆動水圧系設備の駆動水ポンプ漏えい検査事前確認において、手順書に不要な確認事項の記載が認められたため、当該要領書を改訂・対応検討	D	
8	4号機	廃品(構内保管の鉄屑)倉入れの会計手続きにおいて、工事件名別区分に不備が認められたため、対応検討	C	
9	4号機	原子炉格納容器の機器ドレンサンプレベル計において、指示値にハンチングが認められたため、当該指示値を点検・修理	D	
10	4号機	安全弁検査の安全管理審査において、弁点検長期計画について、旧改訂版にて受審していたことが認められたため、対応検討	C	6月7日再審議にてグレード変更「B→C」
11	4号機	安全保護系検出器要素性能(校正)検査時の手順書において、検査用計器について記載された測定範囲に誤記があり、また、検査手順書に基づく計器点検チェック欄は済みであったことから、検査計器の確認にもれが認められたため、対応検討	B	
12	4号機	安全保護系検出器要素性能(校正)検査時、検査要領書の検査用計器について記載された電圧計(1台)のレンジに誤りが認められたため、対応検討	B	
13	5号機	主タービン電気油圧式制御装置油系記録計の点検時、パラメータチャート紙印字データ採取の際、記録計電源の動作不良が認められたため、当該電源回路を点検・修理	D	
14	5号機	所内蒸気戻り系復水移送ポンプ(A)点検時、モータ電源ケーブル用フレキシブル電線管コネクタ部に外れが認められたため、当該フレキを交換	D	
15	6号機	中央操作室パネル(炉心冷却系)における警報表示定例確認時、ランプ予備窓の点灯にちらつきが認められたため、当該電気回路を点検・修理	D	
16	6号機	所内ボイラ室空調用冷却水ポンプ電動機点検時、電動機側基礎部のネジ穴に腐食(1箇所)が認められたため、当該ネジ部を修理	D	
17	その他	運用補助供用施設の常用空調冷凍機(B)冷水流量計検出元弁(高側)において、コック弁の本体に亀裂が認められたため、当該弁を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外: 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで